

特定帰還居住区域
準備宿泊のしおり

準備宿泊期間

令和7年7月15日～



浪江町

はじめに

- このしおりの内容は令和7年7月15日現在の状況で構成しています。ご覧いただく日によっては実状と一致しない可能性があります。ご了承ください。
- 宿泊を希望される場合は、対象区域の事前確認が必要となりますので、企画財政課 企画調整係（0240-34-0240）へご連絡ください。
- 宿泊を開始される前に、ご自宅の状況をご確認ください。宿泊が難しいと考えられる場合や不安を感じる場合は、無理をせず宿泊を控えてください。なお、電気や水道、ガスについては使用開始の手続きが必要です。
- 一時立入受付に届けられた登録情報は、住民の安全確保の観点から警察署及び消防署、スクリーニング場等の関係機関と共有させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 宿泊を開始する際は、加倉スクリーニング場または津島スクリーニング場にお立ち寄りください。本人確認と個人放射線被ばく積算線量計の受け渡しを行います。
- 本人確認のため、身分証（運転免許証やマイナンバーカード等）をご準備ください。
- 個人放射線被ばく積算線量計は常に携帯してください。なお、積算線量については、個人を特定できない形でデータの公表や関係機関でのデータ共有を含めて活用させていただきます。また、必要に応じて線量計の利用状況などを確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 15歳未満の方の立入りについては制限はありませんが、宿泊先に立入りされる場合は、個人放射線被ばく積算線量計を携帯し、保護者の方が線量管理を徹底して行うようお願いいたします。
- スクリーニング場でお渡しする線量計については、携帯電話に近づけると誤作動を起こす場合があるため、15cm～20cm以上距離をとってください。
- 宿泊を終了し、避難先へお戻りになる際は、加倉スクリーニング場または津

島スクリーニング場へお立ち寄りいただき、宿泊の終了のお申し出と個人放射線被ばく積算線量計の返却をしてください。

- 宿泊延長の場合は、スクリーニング場での線量通知が必要となります。
- 宿泊される際は、夏季期間は熱中症対策等、冬季期間は防寒対策等にご留意ください。また、冬季期間は道路が凍結する場合がありますので、冬用タイヤを装着するなどの対策を取り、通行の際はご注意ください。
- 町内では復旧、復興の工事のため大型車両の往来や、重機による作業が増加しておりますので、滞在中は十分に注意してください。
- 住民の安全確保等の観点から、必要に応じて浪江町から準備宿泊の状況をお伺いさせていただくことがあります。
- 宿泊された方に対して、宿泊された感想やご要望等を浪江町や原子力災害現地対策本部がお伺いさせていただくことがあります。

[準備宿泊の際に携行いただきたいもの]

□	身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険資格確認書など）
□	準備宿泊 浪江町通行許可証 ※お墓参り等での一時立入の場合は別途、『住民公益一時立入車両通行許可証』が必要です。
□	個人放射線被ばく積算線量計 ※宿泊開始日に加倉スクリーニング場または津島スクリーニング場へお越しいただいた際、お渡しします。
□	携帯電話 ※充電器も忘れずにお持ちください。
□	いつも服用している薬、お薬手帳
□	『特定帰還居住区域 準備宿泊のしおり』（本紙）

1. 特定帰還居住区域における準備宿泊について

避難指示等によりこれまで住民のみなさまの居住が再開されていなかった特定帰還居住区域において、ご自宅での宿泊を特例的に認める制度です。

ご自宅の清掃や修繕等の再開に向けた準備作業等を進めやすくなります。

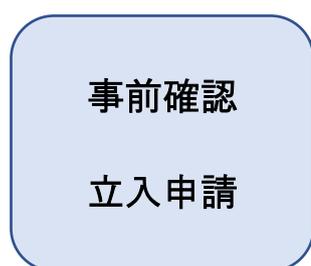
■ 宿泊先

ご自宅 ※制度趣旨に照らして、原子力災害現地対策本部長及び町長が協議の上、適当と認める場所。

■ 準備宿泊の対象者

- ① 震災時点（平成 23 年 3 月 11 日時点）に浪江町の特定帰還居住区域内に住
民登録があり、**帰還意向調査により帰還意向ありと回答している方。**
- ② ①とともに生活再開に向けた準備作業等を手伝う目的で宿泊する親戚や友
人など、世帯の代表者が適当と認める方。

■ 準備宿泊の流れ



**特定帰還居住区域の対象者を確認しますので、下記までご連絡
ください。事前確認後に立入申請となります。**

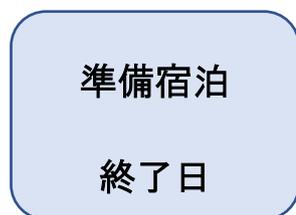
【事前確認】 企画財政課 企画調整係 0240-34-0240
※受付時間 平日 8:30~17:15
【立入申請】 防災交流センター 0240-23-6610
※受付時間 平日 8:30~17:15



**必ず防災交流センターで通行許可証を受取り、
加倉スクリーニング場または津島スクリーニング場で積算線
量計を受け取ってください。**

宿泊の際にご留意いただく点のご説明、また個人放射線被ばく積算線量計を貸与いたします。

※土日祝日は役場北口の守衛室で通行許可証の受け取りとなります。



**加倉スクリーニング場または津島スクリーニング場で積算線量
計を返却してください。**

※ 再度宿泊される場合や、宿泊日等の変更がありましたら、防災交流センターにご連絡ください。

※ 再度宿泊される場合にも、個人放射線被ばく積算線量計の貸与を行いますので、加倉スクリーニング場または津島スクリーニング場へお越しください。

2. 宿泊時の注意

準備宿泊をするにあたっての注意事項として、通行許可証や個人放射線被ばく積算線量計等について説明します。

宿泊開始日に**必ず防災交流センターで通行許可証を受取り、加倉スクリーニング場または津島スクリーニング場へお越しください。**

■準備宿泊 浪江町通行許可証

- 特定帰還居住区域で宿泊する際には通行許可証が必要です。

浪江町防災交流センター 0240-23-6610 (浪江町室原八龍内22-1)

※受付時間 平日 8:30~17:15



■個人線量の管理

- 町内滞在中の積算線量を管理していただくため、下記スクリーニング場で個人放射線被ばく積算線量計をお渡しいたします。
- 個人が被ばくする積算線量を正確に把握していただくため、滞在期間中はできる範囲内で個人放射線被ばく積算線量計を携帯して行動し、**退出時に下記スクリーニング場に返却**してください。

【貸与先・返却先】

- 加倉スクリーニング場 070-4573-8872 (浪江町大字加倉字加倉前20-1)
※受付時間 9:00~18:00

- 津島スクリーニング場 080-8014-0721 (浪江町大字下津島字萱深11番地)
※受付時間 9:00~18:00、冬期(12月1日~3月31日)9:00~17:00



■ 退出時の注意

避難先と行き来され、ご自宅を不在にする場合は、

- 電気の消し忘れや、ブレーカーの落とし忘れがないか
- ガスの元栓、および容器バルブを閉めているか
- 水道の蛇口を閉めているか
- 戸締り、施錠を行っているか
- 貴重品を置いたままにしていないか 等を十分に確認してください。
- 個人放射線被ばく積算線量計の返却

■ 防災行政無線戸別受信機

- 防災行政無線は、災害に関する情報などを提供しています。
- 強風時や屋内にいる場合、屋外のスピーカーが聞き取りにくい場合に備えて、希望される方に総務課 防災安全係で戸別受信機を無償貸与いたします。(世帯・事業所につき1台)。

※地域によっては受信感度が弱い場合があります。

- 48時間以内の緊急放送は、電話で確認することができます。
電話番号 024-35-5160 ※定時放送は確認できません。通話料有料

■災害が発生した場合

- 災害が発生した場合、緊急速報メール、防災行政無線、メールマガジン等で情報を発信いたします。また、テレビ等の情報にも注意してください。
- 津波・波浪等の注意報・警報等が発表された時には沿岸部へは近づかないでください。
- 『浪江町防災ハザードマップ』、『浪江町洪水ハザードマップ』等で、事前に最寄りの避難所の確認をお願いいたします。

■火気の取扱い

- 屋外での焚き火や野焼きは、大規模な火災となる恐れがあるので、実施しないでください。また、お墓参りでは、線香の火から火災に至ったケースがありますので、線香の火が消えたことを確認するようにお願いいたします。
- 寝たばこやたばこのポイ捨ては厳禁です。
- 薪風呂は飛灰が原因となる火災や火傷の恐れがありますので、煙突や釜が破損していないかご確認ください。
- 枯葉等を処分する際には、焼却等はせずに、家庭ごみと同じように袋詰めをしていただき、最寄りのゴミステーションへ搬出していただきますようお願いいたします。
- 消防法により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。未設置の場合は必ず設置してください。
また、設置済みの場合でも、10年を目安に交換が必要です。定期的に動作確認をお願いいたします。

【問い合わせ先】

浪江町役場 総務課 防災安全係 0240-34-0229

受付時間 平日 8:30~17:15

(防災行政無線戸別受信機・災害が発生した場合・火気の取扱い)

浪江消防署 0240-34-4111

受付時間 24時間対応

■東京電力による住宅の進入路などの

除草および簡易作業のお手伝い

1 住宅の進入路などの除草のお手伝い

◆内 容	・一時帰宅の際に支障となる進入路および1～2台分の駐車スペースの除草
◆補 足	・田畑や建物のない更地の除草や樹木の伐採は対象外となります。 ・刈払機を使用しての除草作業となります。刈った草は刈り倒しとなりますが、通行の支障になる場合には敷地内に集積させていただきます。
◆その他	・受付状況により実施まで時間がかかる場合があります。
◆区 域	浪江町全区域

2 簡易作業のお手伝い（駆けつけ隊）

◆内 容	・物品、家財の搬出、片づけなど、2人で1時間程度で出来る軽作業
◆補 足	・専門技術を必要とする作業などは、対応できない場合があります。 ・不要な家財を処分される場合は、依頼者様をご用意した車両までの搬出となります。 ・処分や車両での運搬については、依頼者様にてご対応をお願いいたします。また、処分費用についても 依頼者様のご負担となります。
◆その他	・内容によって、依頼者様へ事前立ち合いをお願いすることがあります。

実施日：月曜日～金曜日（祝日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く）

【お申し込み先】

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社 復興推進室 浪江町・葛尾村グループ
080-5527-3959
受付時間 平日 9時～12時、13時～16時

3.放射線に関する相談

■放射線相談窓口

町では、浪江町役場本庁舎に放射線相談窓口を設置しています。町民の皆さまからの放射線に関するご相談等をお受けしていますので、ご活用ください。

- 相談内容：自宅の線量が気になるので測定してほしい、放射線測定結果の見方が分からないので説明してほしいなど。

■線量計の貸出

町では、空間線量を計測できる線量計（精密博士）、積算線量を計測できる小型積算線量計（D-シャトル）の貸出を行っています。貸出しを希望される方はご連絡ください。



D-シャトル



精密博士

■食品等の放射性物質検査

町では町民の食に対する安心・安全を確保するため食品等の放射性物質検査を行っています。健康保険課放射線対策係または津島支所へお持ちください。

- 検査対象者：浪江町民または浪江町に居住している方
- 検査品目：自家消費のために採取した、野菜・果実・魚・山菜・キノコ類・自家水等

※販売目的の物は対象外です。

※質量の目安として、食品は500グラム以上、飲用井戸水は2リットル以上お持ちください。

【問い合わせ先】

浪江町役場本庁舎 健康保険課 放射線対策係 0240-34-0261
受付時間 平日8:30~17:15
(放射線相談窓口・線量計の貸出・食品等の放射性物質検査)

■放射線防護対策

- 生活行動パターンによる被ばく線量シミュレーションの結果や、個人被ばく線量推計システムについて、準備宿泊の開始時にご説明させていただきます。
- 町で貸与している簡易空間線量計（精密博士）で、ホットスポットが見つかりましたら、ご自分で作業せずに、福島地方環境事務所 浜通り北支所 浪江分室まで、ご相談ください。

【問い合わせ先】

福島地方環境事務所 浜通り北支所 浪江分室 0240-23-5890
受付時間 平日 8：30～17：15

4.生活関連サービスについて

■電気

電気の新たな使用又は使用再開については、東北電力コールセンターへお申し込みください。

【問い合わせ先】

東北電力コールセンター 0120-066-774

受付時間 平日 9：00～17：00

※東北電力以外の新電力会社との契約をご希望の方は、各新電力会社へお問い合わせください。

※電気使用再開後のトラブルは「緊急対応ダイヤル」へご連絡ください。

【問い合わせ先 緊急対応ダイヤル】

東北電力 緊急時対応ダイヤル 0120-175-366

受付時間 24 時間

■ガス

- ガスの使用再開を希望される方は、取引されていた販売店等にお問い合わせください。
- 新たにガスの使用を希望される方は、町内の LP ガス事業者一覧を参照いただき、お問い合わせください。

【町内の LP ガス事業者一覧】

町内の LP ガス事業者名	電話番号
株式会社 叶屋	☎ 0240-34-6111
株式会社 渡辺商店（梅田商店）	☎ 0240-34-3116
大和田商店	☎ 0240-35-2516

■上水道

- 上水道の使用再開を希望される場合は、住宅水道課料金会計係へお申し込みください。
- 冬季期間中、気温が4℃以下になると、水道管の凍結のおそれがありますのでご注意ください。
- 凍結を防止するためには、水抜栓にて水抜きを行う必要があります、給水栓の場所はお家庭により異なりますのであらかじめご確認をお願いします。

【問い合わせ先】

浪江町役場 住宅水道課 料金会計係 0240-34-0234
受付時間 平日 8:30~17:15

■井戸

- 長期間使用していない場合は、十分に水を流して使用を再開してください。
 - 井戸水の使用を再開する場合は、放射性物質や大腸菌等の水質検査を受け、安全を確認してから使用してください。
 - 井戸のポンプが作動しない等の場合には、設備業者にご連絡ください。
 - 新たに井戸が必要となる方については、国の財源を利用して、町が整備いたします。完了までに期間を要するため、お早めにご相談ください。
- ※設置後の使用に関わる経費については、個人負担となります。

【井戸整備に関する問い合わせ先】

浪江町役場 住宅水道課 上下水道係 0240-34-0231
受付時間 平日 8:30~17:15

【井戸水の水質に関する相談先】

福島県相双保健福祉事務所
衛生推進課 環境衛生チーム 0244-26-1363
受付時間 平日 8:30~17:15

■浄化槽

- 浄化槽の使用を再開する際は事前にし尿を汲み取り、使用できる状態であるか確認が必要です。
- 震災以前の浄化槽の清掃については、環境省にて各ご家庭1回限り無償で清掃します。ご希望の方は下記コールセンターへお問い合わせください。

【使用再開する際の浄化槽の汲み取り】

株式会社安藤・間コールセンター 0120-830-234
受付時間 平日 8:30~17:15

- 浄化槽が適正に汚水を処理するためには3～4 ヶ月に1回の保守点検、年1回以上の槽の清掃が必要です。必ず清掃業者による清掃を実施してください。
【使用開始後の浄化槽の汲み取り・清掃の申し込み】

(有) 阿部衛生社 0240-34-2650
受付時間 平日 8:00～17:00

- 浄化槽の設置については、町の補助金（浪江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金）もありますので、住宅水道課料金会計係へお問い合わせください。
【浄化槽の設置の補助金】

浪江町役場 住宅水道課 料金会計係 0240-34-0234
受付時間 平日 8:30～17:15

■テレビ

- テレビの難視地域については、企画財政課情報統計係にご連絡ください。
【テレビ難視区域の問い合わせ先】

浪江町役場 企画財政課 情報統計係 0240-34-0241
受付時間 平日 8:30～17:15

■電話・インターネット

- 電話を新たに使用または使用再開を希望する場合は、NTT 東日本へお申し込みください。
【問い合わせ先】

NTT 東日本総合受付ダイヤル 116（携帯電話からは0120-116-000）
受付時間 9:00～17:00（年末年始を除き土日・祝日も営業）

- 光回線の申し込みについては、NTTのほか光通信事業者、インターネットプロバイダーなど多数のサービス提供会社がありますのでご希望の事業者にお申し込みください。
- 新たに光回線を整備した際の費用の補助制度もあります。
【補助制度問い合わせ先】

浪江町役場 企画財政課 情報統計係 0240-34-0241
受付時間 平日 8:30～17:15

■ごみの出し方

- 帰還困難区域のごみ収集は環境省が実施しています。準備宿泊中の家庭ごみについては、以下の方法により処分をお願いします。

【処分方法】

- 最寄りのごみステーションへの排出のほか、片付けごみについては環境省で設置している個別回収コールセンターに回収依頼できます。ただし、解体予定の場合は対象外となります。
- 袋の指定はありませんが、できるだけ、ごみの種類別に分別して出してください。
- ごみステーションに入らないような大きな粗大ごみ等は、個別回収コールセンターに回収依頼をしてください。
- ごみの焼却は絶対にしないでください（廃棄物処理法で禁止されています）。
※ごみを屋外に置くと、有害鳥獣により荒らされることがあります。

【個別回収コールセンター】

株式会社 安藤・間 コールセンター 0120-830-234
受付時間 平日 8:30~17:30

■警察

- 双葉警察署浪江分庁舎が 24 時間業務を行っています。
緊急の場合は「**110 番**」してください。
- 町内を 24 時間巡回し、警戒活動を行っています。

【問い合わせ先】

双葉警察署浪江分庁舎 0240-34-2141 (24 時間対応)
住所 浪江町大字権現堂字上蔵役目 18 番地 1

■緊急・消防

- 浪江消防署が 24 時間緊急出動できる体制をとっています。
緊急の場合は「**119 番**」してください。
- 浪江消防署では町外への出動においてもサイレンを鳴らして走行することがあります。出動内容の確認は以下の番号で確認できます。

災害情報専用テレホンサービス 0240-26-0366

■救急医療体制

● ドクターヘリ

重度の救急医療が必要な際は、ドクターヘリが出勤し、県立福島医大病院等へ救急搬送する体制になっています。浪江消防署より出勤要請をすると10分程度で離発着所（浪江町防災交流センター等）に到着します。

● ふたば医療センター附属病院

ふたば医療センター附属病院では、24時間救急医療を提供し、ドクターヘリや救急車を受け入れています。

【問い合わせ先】

浪江消防署 0240-34-4111 （24時間対応）

住所 浪江町大字幾世橋字大添 45番地（浪江町役場南側）

■浪江町国民健康保険浪江診療所

● 浪江町役場本庁舎の敷地内（庁舎の北西側）です。受診の際はマイナ保険証等をお持ちください。また免除証明書をお持ちの場合はマイナ保険証等と一緒にご提示ください。

診療内容	内科、整形外科（木曜日のみ）
診療時間 （内科）	月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日は休診） 午前 9：00～12：00（受付 8：30～11：30） 午後 14：00～16：00（受付 13：30～15：30）
診療時間 （整形外科）	木曜日のみ（祝日は休診） 午前 9：30～12：00（受付 8：30～11：30） 午後 14：00～15：30（受付 13：30～15：30）

【問い合わせ先】

浪江町国民健康保険浪江診療所 0240-23-6173

住所 浪江町大字幾世橋字六反田 7番地 2

■歯科診療

● 豊島歯科医院 ☎0240-23-5633

診療時間	月～木曜日 9：00～12：00、14：00～18：00 完全予約制、金、土、日曜日・祝日は休診
診療内容	一般歯科/予防歯科
住所	浪江町大字権現堂字南深町 8番地 2

● 山村デンタルクリニック ☎0240-23-4108

診療時間	月・火・水・金曜日 10:00~12:00、13:30~18:30 土曜日(隔週) 9:00~12:30 完全予約制、木・日曜日・祝日、手術日は休診
診療内容	一般歯科/美容歯科/歯科口腔外科 他
住所	浪江町大字加倉字下加倉 99 番地 3

■郵便・宅配等

- 特定帰還居住区域(帰還困難区域)については、配送サービス等はありません。引き続き、避難先への転送および配送となります。

5.その他

■住宅に関する町の補助金について

●個人住宅再建支援事業補助金（上限 25 万円）

町内にある個人住宅の新築・修繕などの住宅再建費用を補助します。

※対象者は対象住宅の所有者です。

●住宅清掃費補助金（上限 15 万円）

町内にある個人住宅の清掃費用を補助します。

※1 対象者は震災時点で浪江町に居住しており、居住していた住宅を清掃し再び住む（又は住む予定の）方です。

※2 必要に応じて、町と協定を締結している清掃業者を案内します。

●住宅等鳥獣被害対策補助金（上限 10 万円）

町内にある家屋（住宅などの建築物、倉庫等も含みます）内に生息する有害鳥獣の駆除費用・侵入防止対策費用を補助します。

※1 対象者は町内にある「家屋」または「家屋のある土地」の所有者です。

※2 農地や家庭菜園のみの対策は対象外です。

【問い合わせ先】

浪江町役場 住宅水道課 住宅係 0240-34-0232

受付時間 平日 8：30～17：15

●家庭菜園向け有害鳥獣対策事業補助金（上限 5 万円）

町内に居住し、町内の所有地内に家庭菜園を有する方で、家庭菜園の外周を囲う資材を設置する費用を補助します。

※ 住宅等鳥獣被害対策事業補助金の交付を受けた方でも、新たな対策を実施する場合は補助対象となります。

【問い合わせ先】

浪江町役場 農林水産課 農林水産係 0240-34-0246

受付時間 平日 8：30～17：15